

【参考資料】

議案第36号 朝霞市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福祉部長寿はつらつ課

1. 改正理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の14第1項及び第2項の規定により、市の条例で定めることとされている。

この度、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生省令第36号)が一部改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する。

2. 改正内容について

- ①身体的拘束の禁止等に係る規定の追加
- ②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る規定の追加
- ③協力医療機関に係る規定の追加
- ④重要事項の提示に係る規定の追加 など

3. 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

担当

福祉部長寿はつらつ課介護保険係
電話 463-1719